第三百五十条の十六第三項及び第五項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第六項中「を添付しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。

第三百五十条の十九中「閲覧する機会」の下に「証拠書類の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会」を加える。

第三百五十条の二十二中「第二百九十一条第五項」を「第二百九十一条第六項」に改める。

第三百六十条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第三百六十六条第一項中「申立書」を「申立書（電磁的記録を含む。次項において同じ。）」に、「差し出した」を「提出した」に改め、同条第二項中「代書し」を「被告人に代わつて作成し」に改める。

第三百七十六条第二項中「を添附しなければ」を「（電磁的記録を含む。次条及び第三百八十六条第一項第二号において同じ。）を添えなければ」に改める。

第三百七十七条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「充分な」を「十分な」に、「添附しなければ」を「添えなければ」に改める。

第三百八十二条の二第一項中「取調」を「取調べ」に、「控訴申立」を「控訴申立て」に改め、同条第二項中「控訴申立」を「控訴申立て」に、「である」を「とする」に改め、同条第三項中「添附しなければ」を「添えなければ」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第三百八十三条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「添附しなければ」を「添えなければ」に改め、同条第一号中「あたる」を「当たる」に改める。

第三百八十六条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「を添附しない」を「が添えられていない」に改め、同項第三号中「申立」を「申立て」に、「乃至第三百八十二条」を「から第三百八十二条まで」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第四百八条中「書類」を「書類又は電磁的記録」に、「申立」を「申立て」に改める。

第四百二十三条第二項中「を添えて、これ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）と共に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　抗告が申立書の差出しによりされた場合　当該申立書に記載されている事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該申立書）

二　抗告が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）

第四百三十五条中「左の」を「次に掲げる」に、「言渡をした確定判決」を「言渡しをした確定判決」に、「その言渡」を「その言渡し」に改め、同条第三号中「言渡を受けた者を誣告した」を「言渡しを受けた者をぶ告した」に改め、同号ただし書中「但し、誣告」を「ただし、ぶ告」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第六号中「言渡」を「言渡し」に、「あらたに」を「新たに」に改め、同条第七号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四百六十一条の二第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第四百六十二条第二項中「を添附しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。

第四百六十二条の二第一項中「と同時に、合意内容書面」を「に併せて合意内容書面等」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「差し出した」を「提出した」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第四百六十三条第二項中「である」を「とする」に改め、同条第五項中「第二百七十一条第一項中「公訴の提起」を「第二百七十一条第一項第一号中「された」に、「第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出」を「され、第四百六十三条第三項の規定による通知をした」と、同項第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。

第四百六十八条第五項中「ともに」を「共に」に改め、同条第六項中「第四百六十三条第六項」を「第四百六十三条第七項」に改める。

第四百七十二条第一項ただし書中「但し、第七十条第一項但書」を「ただし、第七十条第一項ただし書」に、「第百八条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「在る」を「おいて保管されている」に改める。

第四百七十三条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に、「これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本」を「当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判書の原本、」を「第一号に掲げる場合にあつては裁判書の原本又は同号に定める」に改め、「又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本」を削り、「、これを」を「、第二号に掲げる場合にあつては同号に定める書面又は電磁的記録に認印し、又は法務省令（前条第一項ただし書の場合にあつては、裁判所の規則）で定める認印に代わる措置をとつて、その指揮を」に改め、同条に次の各号を加える。

一　裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合　当該裁判書の謄本又は抄本

二　裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合　当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

第四百七十八条中「を作り」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を作り」に、「ともに」を「共に」に、「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改める。

第四百八十四条に次の一項を加える。

収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第四百八十四条の二中「前条前段」を「前条第一項前段」に改める。

第四百八十七条中「検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、検察官又は司法警察員が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　収容状が書面による場合　記名押印すること。

二　収容状が電磁的記録による場合　法務省令で定める記名押印に代わる措置（収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第四百八十九条に後段として次のように加える。

この場合において、第七十三条第一項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは、「法務省令で」と読み替えるものとする。

第四百九十二条の二中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改める。

第四百九十四条の六に次の一項を加える。

裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる同項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所にその者を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設にその者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、当該手続をする旨を告げなければならない。その者に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならない。